

新型コロナウイルス感染症流行下において株主総会を開催する際の対応

令和2年4月26日
(令和2年5月1日最終更新)

弁護士法人中央総合法律事務所

弁護士 高橋 瑛輝 弁護士 岩城 方臣

弁護士 大澤 武史 弁護士 本行 克哉

新型コロナウイルス感染症の流行下で株主総会を開催するにあたり、株主や役員・従業員への感染拡大を発生させてしまうと、損害賠償リスクやレピュテーションリスクの懸念が生じるため、感染リスクを低減するための措置が求められます。一方で、そうした対応によって株主の権利行使の機会を必要以上に制限すると株主総会決議の取消事由となるリスクを招来することとなります。本稿においては、このようなリスクへの配慮を行いながら株主総会を実施する際の実務上の対応や留意点をご説明します。

なお、株主総会の開催日時の変更等については、別稿「[新型コロナウイルス感染症流行下における株主総会の開催時期](#)」にて検討しておりますので、併せてご参照下さい。

新型コロナウイルス感染症の流行下で株主総会を開催する際の対応（概要）		
■ 株主総会の開催にあたり、感染拡大防止措置が求められる一方、決議取消リスクにも留意する必要 ■ 感染拡大防止のため、①規模縮小、②接触希薄化、③感染者等への対応という視点から、対応と留意点を整理		
規模縮小 1. 来場の自粛要請 ✓ 要請とともに下記3.も配慮 2. 会場変更・人数制限・事前登録制 ✓ 実施判断、実施方法に留意 3. 議決権行使書等による議決権の事前行使の促進 ✓ 権利行使機会、定足数確保 4. お土産配布やイベントの中止 ✓ 接触希薄化の意味合いも	接触希薄化 1. マスク・座席間隔・消毒等 2. 時間の短縮 ✓ 事業報告の簡略化 ✓ 質問の制限、回答の省力化 3. バーチャル株主総会 ✓ 経産省の実施ガイド ✓ 現実の会場との併用は認められるがバーチャルオンリーは不可	感染者等への対応 1. 体調不良者等の入場謝絶 ✓ 措置は可能 ✓ 招集通知への記載 ✓ 段階的な対応 ✓ 代替措置（当日の委任状対応） 2. 役職員感染時の対応 ✓ オンラインでの出席の検討 ✓ 複層的な体制

1 基本的視点

新型コロナウイルスは、飛沫感染、接触感染により感染し、閉鎖した空間の中、近距離で多くの人と会話する環境の下では、咳などの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされています¹。このリスクは、株主総会の出席者の数に応じて増減すると考えられることから、第一に、これらをいかに減らすかという視点での対応（**規模縮小のための対応**）が必要となるほか、第二に、出席者相互の接触をいかに希薄化するかという視点での対応（**接触希薄化のための対応**）が必要になります。さらに、株主、会社のいずれの側においても感染者または感染が疑われる者が発生する可能性があるため、第三に、そうした者の来場・出席をいかに防止するか、また、株主総会を確実に遂行するための会社側のリスク管理体制の整備も必要となります（**感染者等への対応**）。

一方で、いずれの視点に基づく対応においても、「招集の手続又は決議の方法が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公正なとき」（会社法 831 条 1 項 1 号）として決議取消事由となるリスクを低減するための対応を検討する必要があります（**決議取消リスクの低減**）。

2 株主総会の規模縮小のための対応

（1）来場の自粛要請

株主総会の出席者を減らす方策としてまず考えられるのが、株主総会の招集通知や自社ウェブサイトにおいて、感染拡大防止のために株主に対して来場を控えるよう呼びかけを行うことです。

経済産業省と法務省が公表した「株主総会運営に係る Q & A」（令和 2 年 4 月 2 日、同年 4 月 14 日一部更新。以下「経産省・法務省『株主総会運営に係る Q & A』』という。）²の Q 1 においても、感染拡大防止策の一環として株主に来場を控えるよう呼びかけることは、株主の健康に配慮した措置として許容されとの見解が示されています。

既に株主総会を実施した会社の招集通知では、「当日の健康状態や体調等に十分ご配慮の上、ご無理をなされないようお願いいたします」というように来場の自粛にまでは明言しない内容のほか、体調のすぐれない株主や、基礎疾患がある株主、高齢者、妊婦など感染による重症化リスクの高い株主に対して、来場を見合わせるよう積極的に推奨する内容や、更に踏み込んで、株主の健康状態によらずに来場の見合わせを推奨する内容のものも見られます。

さらに、日本経済団体連合会（経団連）は、令和 2 年 4 月 28 日に、新型コ

¹ 厚生労働省「新型コロナウイルスに関する Q & A（一般の方向け） 令和 2 年 4 月 21 日時点版」

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html）

² https://www.meti.go.jp/covid-19/kabunushi_sokai_qa.html

コロナウイルス感染症拡大下で3月末決算の会社が本年6月に定時株主総会を開催する場合の臨時的な招集通知モデルとして、来場株主数を一定程度限定することを想定したモデル³と、株主に対して来場の自粛を要請することを想定したモデル⁴を公表しています。今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況や政府の方針によってその時の事情に従った表現を検討する必要がありますが、実務上、参考になるものと思われます。

(2) 会場変更・人数制限・事前登録制

経産省・法務省「株主総会運営に係るQ&A」のQ2では、来場の自粛要請に加え、自社会議室を活用するなどして、例年より会場の規模を縮小することや、会場に入場できる株主の人数を制限することが許容される場合があるとの見解が示されています。

しかしながら、上記見解においても、「感染拡大防止に必要な対応をとるため、やむを得ないと判断される場合に、合理的な範囲内において」との条件が付されていますし、特に例年多数の株主が出席する会社の場合は、必要以上に会場の規模を縮小した場合、会場のキャパシティーを超える株主が来場すると受付が混乱し、かえって感染リスクが高まる恐れもありますので、来場株主数の抑制を目的とした会場規模の縮小については、慎重な判断が求められます。

他方で、都道府県からの施設の使用制限要請などを受けて株主総会の開催場所を例年より小規模な会場に変更することや、会場のキャパシティーを理由に来場の自粛を呼びかけた上で、総会当日に会場に入場できる人数を制限することも、やむを得ないかと思われます。

なお、招集通知後に会場変更の必要が生じた場合においては、招集手続に準じた機関・方法により決定・通知を行うべきであると考えられ、取締役会設置会社においては、原則として取締役会決議を要すると考えられますが（会社法298条1項1号、4項）、当初想定していた会場が使用不可となった場合に備え、例えば、あらかじめ会場変更について代表取締役に一任する旨を決議しておくという対応も考えられるところです。この場合の株主への通知は、郵送による通知、会社ホームページ上での周知など、その時点で取りうる方策を実施するほかありませんが、いずれにせよ、そうした変更及び通知がありうる旨を招集通知に記載しておくべきと考えられます⁵。

このほか、経産省・法務省「株主総会運営に係るQ&A」のQ3では、会場変更や人数制限に関連して、総会出席について事前登録制を採用し、事前登録

³ https://www.keidanren.or.jp/announce/2020/0428_modelA.pdf

⁴ https://www.keidanren.or.jp/announce/2020/0428_modelB.pdf

⁵ さらに、変更前の会場において会場変更をした旨の掲示を行うなどの方法も考えられます。

者を優先的に入場させることも可能との見解も示されています。ただし、その場合においても登録の機会をすべての株主に平等に提供することや、登録方法について十分に周知し、出席機会を株主から不公平に奪うものとならないよう配慮すべきとされています。例えば、インターネットを利用した方法に加え、インターネットが活用できない株主が想定される場合には郵便などを利用する方法を併用することも考えられます。

(3) 議決権行使書やインターネットによる議決権の事前行使の促進

上記のような来場自粛要請や会場変更、人数制限および事前登録制の実施について、感染拡大予防措置としての必要性が認められても、株主の権利行使に対する配慮や株主総会成立のために必要な定足数の確保の観点からは、議決権行使書やインターネットによる議決権行使を認め、議決権の事前行使について積極的に案内することが望ましいものと思われます。なお、これらの方法により事前の議決権行使を認める場合は、株主総会招集の通知に際して、株主総会参考書類を交付する必要がありますので、ご注意ください（会社法 301 条 1 項、同 302 条 1 項）。

(4) お土産の配布やイベント開催の中止

慣例的に来場株主に対してお土産を配布している会社においては、お土産を交付する際の感染リスクの排除と、来場株主数の抑制の観点から、お土産の配布を中止し、その旨を事前に株主に通知するという対策が考えられます。

また、株主総会終了後に株主懇親会や事業説明会などのイベントを開催する会社も増えておりますが、これも同様の理由から開催を中止するという対応が考えられます。

3 接触希薄化のための対応

(1) 感染予防のための総会運営体制

総会当日の感染予防措置としては、以下のような対応が考えられます。

① マスク・手袋の着用

受付担当者・会場担当者については、出席票や資料の受け渡しの際に手から感染するリスクがあることから、マスクだけでなく、手袋の着用も検討するとよいでしょう。

また、株主総会に出席する取締役・監査役も、感染拡大予防のため、出席株主や会場スタッフと同様にマスクを着用すべきです。

② アルコール消毒液の設置、出席株主への提供用のマスクの用意

これらと併せて、株主に対してマスクの着用やアルコール消毒液の利

用を口頭や掲示により積極的に呼びかけることも考えられます。

マスクを着用しないまま入場した株主がいる場合は、下記で述べる入場謝絶の場合と同様の理由により、議長が株主総会の秩序維持権限（会社法 315 条）に基づき⁶、マスクの着用を要請し、当該株主が要請に従わなければ退場を命ずることも許容され则认为られますが、退場命令が最終手段であることを考慮すると、要請に従わなければ退場させる旨の警告を事前に発しておくのがよいでしょう。

③ 株主席の十分な間隔の確保

どの程度の距離を確保すれば十分な間隔といえるかは一概にいえませんが、厚生労働省が家庭内での感染拡大防止措置として 2 メートル以上の間隔を空けるよう推奨していることも参考になるかと思われます⁷。また、例年、長椅子を使用している会社においては、本年は 1 人用の椅子をあらかじめ距離を空けて配置するといった工夫が考えられます。

④ 質問に用いるマイクの消毒等

出席株主が抵抗感を示す恐れもありますが、株主が共用することから、質問の都度、マイクを消毒液で拭くほか、スタンドマイクを利用して、手を介した感染を予防するといった対応も考えられます。

（２）時間の短縮

新型コロナウイルス流行下の株主総会においては、議事の短時間化を図ることは感染予防のために検討すべき重要な課題であり、経産省・法務省「株主総会運営に係る Q & A」の Q 5 でも、感染拡大防止に必要な対応をとるために、やむを得ないと判断される場合の合理的な措置として許容されています。

具体的には、ビデオやスライドによる事業報告の動画を総会前に自社ウェブサイトに掲載する代わりに、総会での当該動画の上映はとり止め、「お手元の招集通知に記載のとおりである」と告げる形で、事業報告の簡素化を図ることなどが考えられます。

一方で、株主の質問時間の制限については、取締役の説明義務（会社法 314 条）との関係から、株主の質問権を不当に侵害することのないよう配慮が必要となります。株主の質問回数を 1 人 1 問に制限するといった対応が考えられるほか、質問が長時間に及ぶ場合には質問の打ち切りもやむを得ないと評価できそうですが、基本的には一方的に打ち切るのではなく、株主に理解を求めて自主的に質問を終了させることが望ましいかと思われます。また、株主への説明をシンプルにすることも考えられますが、経営上の重要な問題を決議する場合

⁶ なお、開会前の段階においては、施設管理権に基づく措置と考えることができます。

⁷ 前掲 1・厚生労働省 HP

には、株主総会決議の取消リスクが増大することから注意が必要となります。

(3) バーチャル株主総会について

複数の会場をインターネット等の手段を用いて接続することにより株主総会を開催することも可能であり、接触の希薄化に資すると考えられます。

このように、現実に総会が開催される会場と他の会場や株主等とをインターネットにより接続して開催される株主総会はハイブリット型バーチャル株主総会と呼ばれ、経済産業省が「ハイブリット型バーチャル株主総会の実施ガイド」(令和2年2月26日)⁸を策定して、株主総会の運営に際しての法的・実務的論点や具体的な取扱いが解説されています。

ハイブリット型バーチャル株主総会は、インターネット等の手段を用いた株主総会への関与が会社法上の出席として取り扱われる「出席型」と、審議の傍聴にとどまり会社法上の出席としては取り扱われない「参加型」に分類されますが、「出席型」の開催にあたっては、上記ガイドライン上、経済合理的な範囲において導入可能なサイバーセキュリティ対策の実施や、株主に対する通信障害リスクの事前告知などの取扱いが求められています。「出席型」の前提となる環境整備が整っていないことを理由に、インターネットを利用して株主総会手続に関与した株主の議決権行使の効力が認められない場合などには、株主総会決議の取消リスクも懸念されますので、「出席型」の導入にあたっては慎重な判断が求められます。

なお、株主総会は「場所」を定めることが求められていることから(会社法298条1項1号)、現行法の下では、実際に開催する株主総会の場所がないバーチャルオンリー型株主総会は認められていません。

4 感染者等への対応

(1) 体調不良者やマスク着用要請に応じない株主の入場謝絶

新型コロナウイルスの流行状況によっては、上記措置に加え、来場株主の検温の実施も検討の余地がありますが、新型コロナウイルス感染を疑う指標とされている37.5度以上の発熱が検温で認められた株主や、頻繁に咳き込むなどの顕著な症状が見られる株主、あるいはマスク着用の要請に応じない株主に対して、受付段階で入場を謝絶することができるかといった点が、株主総会の開催準備の際に、よく問題となります。

確かに、入場謝絶が株主の議決権や質問権の不当な制限にあたり、決議方法の法令違反や著しく不公正な決議に該当すると評価されれば、株主総会決

⁸ <https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200226001/20200226001-2.pdf>

議取消しの恐れはありますが、他の株主や従業員への感染防止や、他の株主の平穏な議事への参加確保の必要性に照らせば、上記の場合の入場謝絶は合理的な範囲の制限として許容されるものと考えられ、経産省・法務省「株主総会運営に係るQ&A」のQ4においても、発熱や咳などウイルスの罹患が疑われる株主に対して入場を制限することや退場を命じることも可能との見解が示されています。

もっとも、株主総会の議事への参加は株主の基本的な権利であるため、検温等の兆候確認により新型コロナウイルスの罹患が疑われる株主や、マスク着用要請に応じない株主に対しては入場を謝絶する旨を招集通知やウェブサイトにて予め告知しておき、受付の段階でも、まずは任意の入場自粛を求めた上で、株主が求めに従わない場合に入場を禁止するというように、段階を踏んで対応することが適切と考えられます⁹。

また、出席による議決権行使の代替措置として、議決権行使の委任状を現場で作成・提出してもらい、従業員等が代理人として議決権を行使するという対応も考えられます¹⁰。

（２）役職員感染時の対応

取締役や監査役が新型コロナウイルスに罹患し、または罹患の疑いがある場合は、二次感染やクラスター化を避けるため、当然のことながら、株主総会開催場所に来場すべきではありません。

しかし、取締役や監査役には株主への説明義務（会社法 314 条）との関係から株主総会への出席義務を負うものと考えられているため、設備的に可能な状況であれば、オンラインによる取締役等の株主総会出席も考えられるところです。この点、取締役・監査役の株主総会の出席方法については会社法で定められておらず、株主への説明義務を果たすために情報伝達の双方向性や即時性が確保された方法が採られているのであれば、Web 会議またはテレビ会議を利用した参加や、電話による音声のみでの参加も、株主総会への適法な参加であると考えられます。

⁹ なお、任意の入場自粛に応じない株主に対し一旦別室への移動を求めて、他の株主から隔離した上で説得を継続することについては、新型コロナウイルスの罹患が疑われる株主を集めることによりかえって感染を拡大することにもなりかねず、対応するスタッフの安全も懸念されるため、適切な対応といえるかは疑問のあるところです。

¹⁰ その際、議決権の代理行使勧誘規制の適用を受ける可能性があります（金融商品取引法施行令 36 条の 2 第 1 項）、上記代替措置としての委任状等の株主への交付は「勧誘」に当たらないとの見解があり、仮に適用を受けるとしても、①法定の参考書類を交付し（同条 1 項、上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令 1 条以下）、かつ、②議案毎の賛否記入を可能とする委任状（金融商品取引法施行令 36 条の 2 第 5 項、上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令 43 条）を用意すれば、規制の遵守は可能です（倉橋雄作弁護士「新型コロナウイルス感染症と総会開催・運営方針の考え方」（商事法務 2227 号・12 頁以下）19 頁）。

また、議長を務める予定だった取締役が新型コロナウイルス罹患に伴う体調悪化により株主総会を欠席する事態も考えられますが、会社の定款に「株主総会の議長となるべき者に事故があるときには、あらかじめ定めた順序により他の取締役が議長になる」旨の規定があるときは、新型コロナウイルスの罹患は「事故があるとき」に該当するため、あらかじめ定められた次順位の取締役が議長を務めて議事運営を主宰することとなります。

5 おわりに

新型コロナウイルス感染拡大の収束時期の見通しがつかないことから、定時株主総会を延期せず、予定通り開催する会社も多いのではないかと思います。

本稿は、株主総会運営について主に実務的な側面から、総会参加者の安全確保と総会の意思決定機能を両立するための様々な工夫についてご紹介いたしました。新型コロナウイルス流行下での株主総会対応検討の一助となりましたら幸いです。

※本記載事項は、公表時点の情報を前提としています。今後新たな情報、解釈が示される可能性があることにご留意ください。ご不明点、ご疑問点等ございましたら、下記執筆担当者までご遠慮なくお問い合わせください。

弁護士法人中央総合法律事務所

弁護士 高橋 瑛輝 (takahashi_e@clo.gr.jp)

弁護士 岩城 方臣 (iwaki_ma@clo.gr.jp)

弁護士 大澤 武史 (osawa_t@clo.gr.jp)

弁護士 本行 克哉 (hongyo_k@clo.gr.jp)